

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第414号)

平成17年10月27日

横 情 審 答 申 第 414 号

平 成 17 年 10 月 27 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成16年11月26日青地振第303号による次の諮問について、別紙のとおり答申
します。

「青葉区連合自治会長会主催の「9月定例会及び研修会」への職員派
遣について（平成15年度青地振第170号）」の一部開示決定に対する異
議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「青葉区連合自治会長会主催の「9月定例会及び研修会」への職員派遣について（平成15年度青地振第170号）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「27000円が妥当額であることを検討し、決定した文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年10月1日付で行った「青葉区連合自治会長会主催の「9月定例会及び研修会」への職員派遣について（平成15年度青地振第170号）」（以下「本件申立文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件申立文書を特定した理由及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示とした理由は、次のように要約される。

(1) 本件申立文書の特定について

本件申立文書中の、職員派遣依頼文、研修会日程（予定）及び表紙の決裁部分（区長以下職員押印）に、研修場所、宿泊場所、負担金等の情報が記録されていることから、これらの部分が本件請求に合致すると判断し、当該伺いを対象行政文書として特定した。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件申立文書のうち、地縁による団体の認可を受けた団体を除く団体代表者の住所及びすべての団体代表者の電話番号については、開示することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるため非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件申立文書のうち、団体代表者印の印影については、開示することにより、当該団体の財産権が侵害されるおそれがあるため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 請求該当文書が見当たらないので、それに関して開示を求める。

(2) 申立人が、請求した一連の文書の中に「27000円が妥当であることを検討し、決定した文書」がある。それに該当する文書が見当たらない。

市の口頭での説明によれば、表紙にあたる起案用紙のはんこ部分が、検討部分であるとのことだが、はんこ部分は決定の結果である。結果に至るまでの、つまり意思形成過程が分かる文書を請求したのであるから、本件申立文書は該当文書ではない。

(3) 申立人は、請求の際、あえて「伺い、決裁文書、支出命令書」、「27000円が妥当額であることを検討し、決定した文書」と分けた。開示では、「伺い、決裁文書、支出命令書」に対応する文書が公開された。それを争っているわけではない。問題は、「27000円が妥当額であることを検討し、決定した文書」である。27000円が、妥当であると検討した過程、つまり、意思形成過程情報の開示を求めた。結果、それが見当たらなかったのである。開示場所である青葉区役所のカウンターで担当者に、そのことを確認した。

決裁部分いわゆる押印部分がそれである、との回答だった。押印は検討の結果であり、検討過程ではない、こちらは、検討過程情報を請求しているので、それを開示して欲しかった、と再三要求したが、芳しい答えを得られなかった。そのため、本件異議申立てに至ったのである。

(4) 本件請求に対して、伺い部分も該当するという話は、一部開示理由説明書において初めて知ったことである。とすれば、カウンターにおける担当者の説明不足となる。しかし、そうであろうか。くどいようだが、伺いにも、結果しか記載されていない。だから、その結果を、導き出した経過の文書の開示を求めたのである。

横浜市のこれまでの対応を考えると、この種の請求に関しては大抵、非開示で来たはずである。起案用紙のはんこ部分が意思形成過程情報であるとの判断は、横浜市の新しい判断基準なのであろうか。とうてい納得できない。伺いはあくまで伺いであり、伺いを受けて途中があり、やがて結論となっていくのではないだろうか。

(5) 伺いによって区連会からいわれた通りの金額を、結果として青葉区はそのまま認めたことはわかった。それゆえ、「そのまま認めよう」、「いや、区として改めて

考えよう」など検討した過程があったはずである。その文書が、示されない以上、本件処分には異議がある。特定の仕方については是正することを求める。

5 審査会の判断

(1) 青葉区連合自治会長会について

青葉区連合自治会長会は、青葉区内の地区連合自治会・連合町内会相互及び行政関連機関との連絡を密にし、地域の振興と住民の福祉増進を図ることを目的として設置された任意団体であり、青葉区内の地区連合自治会・連合町内会長で構成され、役員として会長、副会長、会計及び監事が置かれている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、青葉区長以下4人の職員が青葉区連合自治会長会定例会及び研修会に参加すること及び負担金を支出することを決定する決裁文書であり、起案用紙、起案本文、青葉区連合自治会長会会長から青葉区長あての職員派遣依頼文、研修会日程（予定）、平成15年度青葉区連合自治会長会及び宿泊研修会出席者名簿、照査票並びに伺入力票で構成されている。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 実施機関は、職員派遣依頼文、研修会日程（予定）が添付されていること及び起案本文に研修場所、宿泊場所、負担金等の情報が記録されていることから、本件申立文書を本件請求の対象行政文書として特定したとしている。

イ 申立人は、本件申立文書は負担金27,000円が妥当額であると検討した結果であり、検討過程情報でないとして、申立人が求めている検討過程情報が記録された行政文書の開示を求めているので、実施機関が検討過程情報を含むものとして本件申立文書を特定したことの妥当性について以下検討する。

ウ 横浜市では、意思決定に当たっては、原則として下位者が起案した一定の様式を備えた書類を1件ごとに回議することによって、個別に事案を審査しつつ、上位者又は関係部署の決裁又は承認を受けるという方式が採られており、決裁文書には、起案、審査、決裁という一連の過程が記録されていると考えられる。当審査会で本件申立文書を見分したところ、起案本文には、平成15年9月19日から20日まで開催される青葉区連合自治会長会主催の定例会及び研修会に青葉区長以下4人の職員が参加し、負担金として1人当たり27,000円合計108,000円を支出することが記録されており、起案用紙には、青葉区連合自治会長会会長からの出席依頼に対して関係職員を派遣するという処理案について、区長、総務部長、総務

課長、地域振興課長等が認印を押印していることが認められる。したがって、本件申立文書は、定例会及び研修会への区長以下4人の参加が承認され、決裁されたものであると解されるため、本件申立文書が「27000円が妥当額であることを検討し、決定した文書」に該当すると実施機関が判断したことについて、特段不合理的な点を認めることはできない。

さらに、当審査会では、この他に本件請求に該当する文書の存在について確認するため、実施機関に平成15年度の青葉区地域振興課の文書件名簿を提出させて調査を行ったが、本件申立文書以外に定例会及び研修会に関する記録は存在せず、負担金額の妥当性について検討した文書が実施機関に存在すると推認させる事情は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年11月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成16年12月17日 (第52回第一部会) 平成16年12月24日 (第53回第二部会)	・諮問の報告
平成17年4月8日 (第292回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成17年5月11日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年7月14日 (第64回第一部会)	・審議
平成17年8月11日 (第66回第一部会)	・審議
平成17年8月25日 (第67回第一部会)	・審議
平成17年9月8日 (第68回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年9月22日 (第69回第一部会)	・審議